

内燃力発電所（設備）の設置の場合において、以下に工事計画の種別を示すが、施行規則別表第2に該当しなくても別表第4に該当する場合があるので注意すること。

●内燃力発電所（設備）の設置（別表第2関係）

該当する設置設備の合計出力 10,000kW以上・・・・・・・・工事計画届出

該当する設置設備の合計出力 10,000kW未満・・・・・・・・届出不要
(但し、別表第4関係を除く)

●内燃力発電所（設備）の設置であって、当該内燃機関の1時間当たりの燃料の燃焼能力を重油換算したとき、以下に該当するもの

ディーゼル機関→50リットル以上	} 10,000kW未満の発電所（設備）の設置 の場合→公害防止の工事計画届出 (別表第4関係)
ガス機関 →35リットル以上	
ガソリン機関 →35リットル以上	

●内燃力発電所（設備）の設置であって、当該設備に付属する以下の施設の工事
空気圧縮機及び送風機等の原動機の出力が7.5kW以上のものであって騒音規制法
第3条第1項の規定により指定された地域内に設置するもの。

10,000kW未満の発電所（設備）の設置の場合→公害防止の工事計画届出
(別表第4関係)

●内燃力発電所（設備）の設置であって、当該設備に付属する以下の施設の工事
圧縮機の原動機等の原動機の出力が7.5kW以上のものであって振動規制法第3条
第1項の規定により指定された地域内に設置するもの

10,000kW未満の発電所（設備）の設置の場合→公害防止の工事計画届出
(別表第4関係)